# 特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則 （平成十二年総理府令第百二十四号）

#### 第一条（特定核燃料物質の運搬に関し取決めが必要な事項）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

##### ２

前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

* 一  
  特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出される予定日時及び受取人の工場又は事業所に搬入される予定日時並びに運搬手段
* 二  
  特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されたときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。
* 三  
  第一号の予定日時までに特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されないときは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。
* 四  
  特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されたときは、受取人が特定核燃料物質を収納する容器についている錠及び封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。
* 五  
  第一号の予定日時までに特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が発送人に通知すること。
* 六  
  特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続
* 七  
  前号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。
* 八  
  特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発送人（当該特定核燃料物質が外国の工場又は事業所から運搬される場合は、受取人）に通知すること。
* 九  
  本邦外において特定核燃料物質を運搬している場合（日本船舶又は日本航空機により運搬している場合を除く。）には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が、警備を担当する者（以下「警備人」という。）に当該特定核燃料物質を常時監視させ、関係機関との連絡体制を整備すること。
* 十  
  本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

##### ３

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

* 一  
  前項第一号から第八号までに定める事項
* 二  
  本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

##### ４

第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

* 一  
  第二項第一号から第八号までに定める事項
* 二  
  本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時貯蔵される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が防護区域を定め、当該区域への人の出入りを制限すること。

##### ５

第一項の表第十二号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

#### 第二条（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認の申請）

法第五十九条の二第二項の規定により、特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

* 一  
  運搬される特定核燃料物質に関する説明書
* 二  
  特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書
* 三  
  特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に関する説明書

##### ２

前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合は正本一通及び副本二通）とする。

#### 第三条（確認証の交付）

原子力規制委員会は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

# 附　則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一七年一一月三〇日文部科学省令第五三号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

# 附則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号）

##### １

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附則（平成二九年一月一二日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

# 附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。  
ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。